

# 三重県中学校体育連盟

## 令和7年度三重県中学校総合体育大会 地域クラブ活動規程

### (目的)

第1条 この規程は、三重県中学校総合体育大会開催基準に基づき、地域クラブ活動（以下地域クラブとする。）の参加に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (参加団体)

第2条 三重県中学校総合体育大会へ参加の地域クラブは、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 三重県中学校体育連盟・参加地区中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (2) 全国中学校体育大会開催基準 7 参加資格 「参加資格の特例」に記された条件等を具備していること。
- (3) 事務局等が三重県内に所在し、主な活動拠点が三重県内であること。
- (4) 地域クラブの規約を有すること。
- (5) 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、活動が適切に行われていること。
- (6) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (7) 『三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針』（令和5年12月三重県教育委員会策定）の「Ⅰ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (8) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは、三重県競技団体に登録されていること。
- (9) 体罰やハラスメントについて地域クラブ内での規則を有し、適切に運用されていること。
- (10) 大会参加に関わる責任者及び指導者は他地域クラブ・学校との重複登録をしないこと。
- (11) 予選となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (12) 各中学校体育連盟より参加を依頼された会議等には必ず参加し、その決定に従うこと。
- (13) 同一地域クラブの同一競技での参加は、1チームのみとすること。
- (14) 大会引率は責任ある代表者・指導者が必ず行うこと。また、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- (15) 三重県中学校体育連盟の他、参加に関わる中学校体育連盟の必要な求めに応じること。

### (参加生徒)

第3条 三重県中学校総合体育大会に参加する地域クラブの中学生は、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 参加する中学生は三重県内の学校の生徒であり、同一種目で他の地域クラブ及び学校と重複登録していないこと。
- (2) 参加する中学生は、日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会の予選となる全ての大会において地域クラブから参加するものとし、移籍はできない。転居等や特別な事情がある場合は三重県中学校体育連盟に審査を依頼すること。

(3) 参加する中学生は、所属学校長に対し地域クラブで参加することを報告すること。

(参加申請)

第 4 条 参加の地域クラブは、以下のとおり申請しなければならない。

(1) 令和 7 年 2 月 17 日から 3 月 7 日までに WEB 上で参加申請を行い、下の①～③の書類を 3 月 14 日までに会長に提出すること。

① 中学校総合体育大会参加誓約書《様式 1》

② 地域クラブ規約

③ 第 2 条(9)に関する規則 ※②及び③は前年度申請した地域クラブは変更なければ不要。

(2) 生徒名簿は新 2.3 年生は令和 7 年 4 月 1 日 17:00 までに送信し、新 1 年生は 5 月 9 日 17:00 までに送信すること。

(3) 陸上競技・駅伝については令和 7 年 5 月 19 日から 5 月 30 日までとし、生徒名簿も同時に提出すること。

(参加の承認)

第 5 条 参加申請を受理した後、三重県中学校体育連盟は地域クラブの審査を行う。その際、参加地区による審査を行う場合がある。県中体連は参加承認後、地域クラブから事務手数料の納付を受けた際、該当地域クラブを参加させることができる。その際認定書を発行する。

(経費の負担)

第 6 条 地域クラブは、その事務処理に生じる費用に充てるため、事務手数料 3,000 円を納入しなければならない。

(参加地区)

第 7 条 地域クラブは参加する支部を申請によって申告する。但し、申告できる支部は主たる活動場所の支部のみとし、原則申請初年度以降変更することはできない。

(報告及び届出義務)

第 8 条 地域クラブは、役員等に変更が生じた際、速やかにその旨を届け出なければならない。

(資格の停止)

第 9 条 参加地域クラブとして著しく不相当と認められるに至ったときは、三重県中学校体育連盟は理事会の議決を経て、参加資格を停止することができる。

(附則)

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。

※この規程は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※この規程は日中体その他の決定により、修正をされる場合がある。